

Title	革新文学の仏国大革命に及ぼしたる影響
Sub Title	
Author	占部, 百太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.12 (1920. 12) ,p.1749(99)- 1759(109)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19201201-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

やうとするには、勞働組合は以前よりも強い程度で、勞働者強制を加へなければならぬと考へられる。思ふに勞働軍隊を編成することは、勞働を軍隊化して、一般的勞働義務を強制する第一歩であるとしなければならぬ。

第十、現在の勞働組合運動に於ける缺點

現在の勞働組合は随分大きな仕事をして居るが、同時に今日の如き過渡期に際して、種々の缺陷なきを得ない。例へばヴォルガ河に於ける運搬夫組合の指導者は賃銀に關する組合員の私慾的要求を支持して居りながら、一方に不法掠奪に對抗しやうとする「ソツキエツト」の權力を助けられないのは、要するに組合員の無智であつて、狭い利害を代表する結果に外ならない。吾人は組合が偏狭な團體的利害を防護することの以上に、其知見を進めなければならぬ。是等不

都合な事に對して、闘うのが新勞働組合の使命であつて、之に加ふるに勞働組合の官僚的に爲ることを防ぐ必要がある。勞働組合の總會に出席する組合員は全體に對して、極めて少數であり、是等少數者中の少數者が組合の事務に干與し、組合の理事者は必ずしも生活上に於て、多數の組合員と接觸を保たない、如何に不熟練勞働者の賃銀が低廉であつても、組合の包括する職業と無關係であると云ふを以て、組合として彼等の地位を改善することに力を致さないと云ふ諸點は吾人の何としても排斥せざるを得ざる所である。

以上は Current History Magazine 九月號所載の記事中から、自由に抜抄翻譯したものである。

革新文學の佛國大革命

命に及ぼしたる影響

占部百太郎

(一)

ルイ第十四世は多年の外戦と豪奢なる宮中生活によつて財政を紊亂せしめ、爲に佛國に於ける專制政治の衰滅を促進せしめたり。然るに王は他の方面よりも、專制政治に對する信用を失墜せしめ、以て間接に所謂『舊制度』(Ancien Régime) の破壊に氣勢を副へたり。其の次第はルイ大王の保護、獎勵を加へし佛蘭西の文學及び哲學は第十七世紀の終末より第十八世紀の中葉に亘りて、非常の盛觀を呈し、數多の革命思想は此の間に養成せられたればなり。當時に於ける佛國の哲學主義は、告白の大膽なること、及

び懷疑的並びに革命的なることに於て、其の特色を發揮せり。而して其の窮極の目的は、當時の不條理不平等なる政治上及び社會上の組織及び制度を改造するに在りき。數多輩出せし當代の學者思想家、其の所説の革命の煽動に與つて最も力ありたる者、モンテスキュー、ヴォルテール、ルソー、デドロワ及び所謂『重農學派』(Physiocrats)中の二三者なりとす。而して英國の功利學派も亦佛蘭西革命の勃發に多少の影響を及ぼせり。

(一)

是等學者思想家の中、其の學説の革命の勃發に與つて力ありたるのみならず、影響の久しきに亘り、且つ其の効果の大なりし點より見れば、先づモンテスキューを挙げざる可からず。彼の著『萬法精理』(Esprit des Lois) (一七四八年) は政治社會に於ける人々の行動を支配す可

き法則を發見せんと努めたるものにして、其の精神に於ても、又其の結論に於ても、何等革命的の口吻を帯びず、純然たる哲學的見地に立ちて、宇宙に於ける各種の法則の發生する由來を詳述し、進んで共和政、王政、專制政治等各種の政體を比較研究して、各自の長所と欠點とを指摘し、其の隆替、保續の原因を説明せり。而して民主政治の原理を説明して、共和國 (Common-wealth) の愛即ち平等の愛に在りと云へり。アリストートルが兩極端の間に存する方法を以て賢なりと信せしが如く、モンテスキューは凡ゆる政治的極端殊に放恣なる專政を惡み、英國の憲法を以て、王政、貴族政、民主政の三政體の各長處を併有せるものなりとして、之を推獎して措かず。然もモンテスキューは英國憲法の外形をのみ觀察して、當時の英國人が實際に於て憲法の明文上與へられたる政治上の自由を享

受せしや否やに就ては無關心なりき。曰く「法律變更の必要は往々にして到るも、其の到るや、極めて稀なり。併かも其の到りしときには、之を變更するに最も謹肅なるを要す」と。今日より之を見れば頗る平凡の説たるを免れずと雖、以て當時彼の思想の緻密にして、未だ嘗て急言切語せざる本色を伺うに足れり。彼の偉大なりしは、佛蘭西の爲に其の政體を撰ぶに方りて、先づ人事上に於ける原因結果の關係を根本的に説明せしに在り。而して彼の學說の影響の如何に大なりしかは、一七九一年の佛國憲法が英國流の憲法に模倣せしを見て、之を察す可きなり。

(三)

當時佛國の人心を動かしたる思想界の一潮流は、一種の自然主義とも云ふ可き謂ゆる「重農學派」なりとす。ケネーは此の學派の始祖にし

て彼の主張は社會の全體に透徹せる『自然』の秩序を發見し、又社會繁昌の基礎たる經濟狀態を審査せんと云ふに在りき、彼の傑作『重農主義一名自然的政體』(La Physiocratie, ou Constitution Naturelle des Gouvernements) (一七六八年)中に唱道せし理論は彼の高弟チュルゴが最初監督としてリモザンに於て、後年又佛國の藏相として中央政府に於て、之を實地に適用せんと試みたる者なり。其の理論に據れば「土地は唯一の富源にして、租税は土地より生出する物産に直接賦課さる可きものなり。土地の總生産高より耕作費と土地改良費とを控除し、又労働者の生活を支え之れに相當の報酬を拂ひ、斯くして剩し得たる實利は、國家が個人地主との間に於ける共産として處分し得るものなり。而して國家の要求す可き分配額は理論と確證とに依りて協定す可きなり製造業も商業も富を生産せず

して、單に分配の役目を爲すに過ぎず。故に是等は久しく課せられ來りし有ゆる租税及び束縛より解放せられざる可からず」と。

ケネーは又百科全書中『農夫』(Fermier)なる項に農夫の貧乏と工業の衰頹とは、農民を都會に驅逐せし悲境と壓制と專恣不正なる課税と及び穀物賣買の制限とに因由せりと論じ、尙他の『穀物』の項に於て、資本と勞力とを土地に集注して須く佛國の天然の便益を利用す可く、而して其の土地の收穫は之を外國輸入の奢侈品に交換す可しと唱導して、コルベルと反對の政策を主張せり。(Cambridge Modern History VII, p. 22)

當時佛國の實狀を顧みれば、各の職業は階級都市、地方乃至組合(guild)等の特權の爲めに、其の進歩發達を妨害せられ、内地の通商亦各地方間の關稅の關所に阻害せられて萎靡不振の狀

態に任りき。彼等自然主義者は、製造及び商業は畢竟分配の役目を演ずるに過ぎずとし、「事物を有の儘に放任せよ」(Laissez-faire et laissez-passer)てふ有名なる格言こそ是等の經濟上の弊害を救済し得べけれど唱道せり。彼等は又賃金及び利益は自然の法則に依りて算定す可し、物の自然的價值は即ち其の結果なりと主張せり。彼等の所説たる實地の經驗に基きしよりは、寧ろ學者的空論の臭味を帯びしと雖、只管慣例のみに依りし佛國從來の社會的及び政治的制度に取つては、實に晴天の霹靂にして、其の打撃の痛切なりしや、思ふ可きなり。英國經濟學の鼻祖アダム・スミスが一七六三年巴里を訪ひしとき、是等佛國經濟學派の先覺者と會見して、大に得る所ありたり。彼の傑作『國富論』(The Wealth of Nations) (一七七六年)は、近世英國經濟學發達の先驅たりしが如く、是等重農學派

の主張は漸く實現せられて、英佛兩國間の自由貿易を誘ひ(一七八六―七年)忽ち廢止せられしも、一時兩國商業接近の端を開けり。ケネー等の重農經濟説が一知半解ながらも佛國多數の思想を動かせし事は、當時の囂々たる政論が重に租税の不公平を愾る理財論に歸着せし事實に徴しても、之を覺るに難からず。數年を出でずして、ケネー、チュルゴの學徒は全國各地に蔓延し、愚昧にして政治上、理財上の思想を欠きしルイ第十五世すら、其の所説が聽ては革命の一大原因たる可しとは覺らずして、一七五八年ケネーが其の主義理論を數字上に明表したる *Tableau Economique* をば王室の費用を以て印刷し、之を世間に頒布せしむるに至れり。爾後二年ケネーの門下にして、其の主義の唱道に一層熱心なりしミラボウ侯(有名なるミラボウ伯の父)が同書を重刊せしを見ても、ケネーの學説の勢力

の偉大なりしを見る可し。

(四)

次に佛國の思想界に大なる影響を及ぼしたるは、ロック一派の英國功利哲學なり。ロックの所説に據れば、性善にして自由平等の生を享げたる人類は元來自然の状態に生活したるも、私有財産及び奢侈の發生と共に漸次に腐敗し來り、遂に一層の弊害を防遏せんが爲め、茲に政府——天然の自由を制限する限りに於いて政府も亦一弊害たるを免れず——なる者設立せらるゝに至れり。人が自然の状態に存在する自然の權利を有する事は、正當の理解に依りて、之れを發見するに難からず。而かも尙、依つて以て人間社會の爭議を決定す可き方策たる法律、其の法律を適用する裁判官、其の裁判官の判決を實行す可き力の必要起る。政府の設立せられしは、畢竟是等の要求を充たし、以て生命財産を

保護せんが爲に外ならず。國家を組織する人民は社會的契約に依つて、如上の諸目的を保證するに必要な限りに於て各自の權利を政府に委任するも、其の以外の權利は縱令君主に對しても之を保留するなり。政府自身已に弊害なるが故、其の權能は嚴重に之を制限せざる可らず。人間の道理は最高の法律なり。政府の未だ設立せられざるや、道理は自然の法律即ち唯一の法律なり。政府の設立せられたる社會に於ても道理は尙は有ゆる法律の效果の標準たるなり。凡ての法律の基礎たる正當の道理と相反するものは即ち無効なり云々。是等の理論は蘇格蘭の史家ヒュームに依りて、物質的方面に向つて祖述せられ、有ゆる知識は畢竟するに經驗の賜なり、一切の觀念は即ち主觀の所生にして客觀的には實在せずと論斷せられたり。當時英佛兩國の學者は互に相往來して意見を交換せしかば、

この實驗説は忽ち佛國の思想界に影響を及ぼし、ヴォルテール、モンテスキュー、ヘルエチウス等盛にロック、ヒュームの學説を鼓吹せしが、殊にルソーの『民約論』(Contrat Social)及び其の教育論『エミール』(Emile)がロックの『政府論』(Two Treatises on Civil Government)に胚胎せしや、疑を容れず。

(五)

此の如く佛國の學者は是等の根本的見地に立ちて、筆を揃へて當時の信仰、習慣は勿論社會の有ゆる制度文物に對して攻撃を試みしが、就中、筆鋒の銳利にして、深刻の議論と痛切なる諷刺を以て當時の思想界に多大なる影響を及ぼしたるはヴォルテールなりき。ヴォルテール(一六九四—一七七八年)は佛蘭西革命の精神にして、當時の人心に蘊蒸せる思想及び感情を最も大膽に最も有力に告白せるは彼の著述なり。彼

は素と貴族の家に生れ夙に宮中に入入して上流社會と交遊し、王室に對しては寧ろ忠勤なる者なりき。彼の筆は歴史家として、戯曲家として、詩人として、將た又哲學者科學者として、往くとして可ならざるはなく、創才には寧ろ缺けたりしも、其の機智と諧謔に富める暢達の筆致は英國流の常識と相俟つて、能く俗耳に入り易く又深遠の哲理を短句に詰めて忽ち人をして頷かしむるは、最も彼の長處なりき。彼の目的は人事に於ける不條理、偏見、迷信を一掃して、正理と公道とを基礎としたる社會を建設せんと云ふに在りき。彼は一再ならず大官を攻撃して筆禍を買ひ、特別逮捕狀に依てバスタイル城に幽囚の身となりき。彼は母國に在つて一身の安全を求むる能はざりしが爲、其の一生の大部分を異郷に送りたりき。彼は自身富人なりしが故、社會の秩序と政府の強固とを重んじ、其の改革

意見も隨て穩健なりき。彼の所説を布衍すれば、究竟佛國の政治組織を變更せずんば已まざるに至る可きも、ヴォルテールの目的は必ずしも佛國の王政を顛覆するに在らざりき。王室にして當時弊害の中心たりし教會及び貴族の特權に對して制限を加へ、殊に政府攻撃の焦點たりし課税其他經濟上の弊害を匡正するを得たらんには、彼は固より王室に背く者に非りき。ヴォルテールは又民衆の愚を信じて、民主政治は畢竟特別の好境遇に在る國にのみ行はるゝものなりと信せり。併かも彼は民主政治には黨派の分立、軋轢、政策の過誤等はあり得べきも、尙ほ專制政治よりも比較的公平なる政治にして、聖バトロミュー虐殺の如きは斷じて有り得べからずと云へり。次にヴォルテールは絶對的無神論者に非りしも、天啓的宗教を排して、人間の信仰をして一に正邪の内面的觀念に依りて歸依せしめ

んと勸奨せり。而して彼が羅馬教會に對する攻撃は最も痛烈を極めしも、彼の所論は主として現在の問題に關し、教儀の如きは、必ずしも深く之を問はざりき。要するに、ヴォルテールは常識の人にして、空理空論を排し、時代の勢に驅られて彼亦自然及び自然の法則を説かざる能はざりしも、而かも彼の所論は決して現實を離るゝこと能はざりしなり。

ヴォルテールはフレデリック大王の知遇を得、ポツダム宮殿に入入して大王の詩文を添削し、大王と「十八世紀の知識世界を兩分して其一を保てり」と稱して互に其の豪懷を恣にせり。去れば彼の文筆の力は佛國以外の他の歐洲諸國の明君賢相を動かし、歐洲の思想界に一大變化を與へたり。史家ヅルイ曰く「ヴォルテールは五十年間歐洲知識世界の覇權を掌握せり」と。彼が「余は今代に於いて、ルーテル或はカル

ど。彼が「余は今代に於いて、ルーテル或はカル

ヴィンが第十六世紀に於て爲せしよりも多大の事業を遂げたり」と云へるも、必ずしも、自畫自賛の言とのみ云ふ可からず。

(一六)

ゾルテールよりも佛國社會の弊害に對して一層大なる不平を懷きしは、實にジャン ジャック・ルソー(一七二一—一七七八年)なりとす。彼はジュネーヴに産れ、夙に世路の艱難と戦ひ幾度か逆境に墮ちて、社會を根柢より改造せんとの不平を懷けり。其の理義粗笨、所説往々矛盾する所ありしと雖、極めて情熱に富みて言々火の如く、悲境に泣きし多數人民に對して眞摯なる同情を表白せしが故、衆皆争ふて彼の説に聽けり。彼は「自然に還れ」と絶叫せしも、尙ほ政府の成立を以て野蠻的なる自然の状態に勝れりとなし、殆ど無能にして蠢愚なる動物を理性的なる人類と變せしめしは、政府の徳として須

らく之を祝福せざる可らずと云へり。彼は其の著書に於て、現在の如き人類、成立せしめ得べき法律を以て、何等か確實にして正當なる政府組織が成立し得べきや否やを研究せんと試みしも、而かも忽ち此の當初の目的を忘却して、其の實際に論述せし所は、政權の抽象的一般的基礎に過ぎず。而して人類を在りの儘に見ずして、時間、場處、境遇等の有ゆる約束を無視したる抽象的動物として、之を論じたるが故、其の所説畢竟一篇のユトピアに過ぎざりき。彼は一代の傑作『民約論』(一七六二年)に於いて、熾に天賦人權説を唱道して、先づ、各人は自由に生を享く、而かも到る處桎梏に呻吟せるは何ぞやと設問し、而して之に對し解答を下して曰く、現在の政府は凡て不正當なり、而して此處に唯だ一個多數人民の政治てふ自然(神の)の權利に依つて成立つ可き政府ありと。彼は又曰く、自然は

決して或一人に他の同等者を支配す可き權威を與へず。ホッブス及びスピノザが想像するが如く、力は決して權利の起原たる能はず、何となれば、若し果して、然りとせば、一層強力なる者は其れ以上の權利者たる可く、此の如くんば、凡ての權利は浮動不定のものたらん云々。

彼は如何にして多數人民を桎梏の苦境より救濟す可きやの問題に答へて、各人を自由と平等の境に置きし當初の約束に向つて出來べきだけ復歸するを以て可なりとし、曰く、「問題は凡て共同の勢力を以て社會各員の身體并びに利益を辯護し保護す可き社會上の形式を發見するに在り。此の社會上の形式に依りて各員は他の凡てと共同するも、彼自身は尙ほ社會に服従し、以

前の如く自由の身たるなり」。彼は尙ほこの難問の解決を試みて曰く、「吾人各自は共同意志の絶對的支配の下に其の身體と其の有ゆる力を置

き、斯くて各員を以て社會全體より分つ可からざる部分と見做すなり」云々。

之を要するに、ルソーの政治的理想は、人民に依て人民の爲に人民の政府を設くるに在りしも、彼が所論は畢竟一部の利益は常に全體の利益と一致する事及び民衆は常に社會一般の利益を識別して之を遂行せんと努力するものなる事てふ二個の誤つたる臆斷に立ちたりしなり。此の如くして、人々が自由に併かも平等の條件にて新に社會的契約を締結するや、茲に佛國革命の警語たる自由、平等、博愛の思想は、續て到るなり。然るにルソーは共同意志を以て權利たらざる可からず、公共の利益たらざる可からずと主張し、且つ國民の集合的意志たる國家は、其の社會全體に最も適當せる方法に依りて、國家の各部分を動かし、且つ處分するの一般的強制的權力を有せざる可らずと唱へ、平等の爲には

自由を犠牲とす可きを説けり。左ればルソンの自然復歸説は自から國家專制の發達を助長し、又其の論理の嚴酷なると、他を誤らしめ易き無造作とは、實際上の觀察を忘れたる空論の罪に歸す可きも、之が爲め佛國の革命家をして過激なる行動を演せしめ、延ひては他の歐洲諸國との大衝突を誘ひしなり。

ヴォルテールは機智と推理の透明とに依つて讀者を魅し、ルソーは他の肺腑を刺す直情に於いて世に行はれ、前者は才を以て勝り、後者は氣を以て壓せり。社會が極めて容易に黄金時代に復歸し得可き事をはじめて民衆に反覆勸説せしはルソーにして、彼が隨處に説きしが如くんば、社會平等の復歸は實に一舉手一投足の勞にて足れるが如く見へたり。かく無造作なりとの信念は、彼の所説を金科玉條として信奉せしサン・ジユスト、ロベスピエールの徒をして、恐怖

時代を現出せしむるに至れり。而して結局佛國をしてナポレオンの足下に投せしめしは、この空想に伴ふ失望の念に外ならざりしなり。要するに、佛國革命を二期に區別すれば、前期は即ちヴォルテール時代にして、後期は即ちルソー時代なりとす。

(七)

ルソー等の外に共產社會主義を唱道せしモレリイ、マブリー等は全然舊制度を破壊して、理想的國家を現出せんと夢想せしが、就中所謂『百科全書寄書家』(Encyclopedists)一派は専ら破壊的消極的の教訓を鼓吹し、道念の直覺的命令に代るに、道理(Raison)を以て道義の標準と爲さんとせり。然るに彼等の主張せし所論の前提たるや、極端なる個人主義なりしかば、彼等の所謂道理は危機に臨んで、情熱乃至利己心の左右する所となる虞もなきに非りき。

而して當時佛國の思想界は、惟に形而上の學問に於いて大變革の状態に在りしのみならず、形而下の學問に於いても漸く新研究の緒に着きたり。即ち天文、物理、化學、地質學等夫れ々新奇なる形式に於いて研究せられしが、是等の新研究に對して多大の刺激を與へしは、チドロ(一七二三年—一七八四年)がダラムベル(一七二七年—一七八三年)等と協力し、幾多同志學者の贊助を得て編輯したる『一七六五年に完成せし有名なる『佛蘭西大百科全書』(Encyclopedie raisonnée des Sciences des Arts et des Mètiers)の刊行なりとす。二十八冊より成る大著作にして、人生宇宙に關する有ゆる哲理と歴史上科學上全般の知識を網羅し、之を統合排別して、從來の權威と傳説とに基ける舊式の思想、信仰を根柢より破壊せんと試みるものにして、其の佛國の思想界に與へし影響は極めて大なりしが、

殊にチドロの唯物説及び無神論は、ヴォルテールの所説と相應じて、教會に對する痛切なる打撃なりき。

元來佛國人は感情強く想像に富み且極めて衝動的の國民なれば、是等の所謂革新文學が一度びこの感激し易き國民の心を奪ふや、恰も野火の燎原を燒くが如く、早晩舊組織の國家及び教會等有ゆる文物制度を擧げて之を破壊し盡さずんば已まざるは、固より理勢の然らしむる所なり。ラマルチン曰く「人間の考は猶ほ神の精魂の如く、凡ての事物を自己の想像に形どつて造るなり」と。然り、吾人は前記の革命哲學が歴史を自己の想像に依つて作成するを見るに至る可し。(完)

社會保險の賃銀に及ぼす影響 (下)

園 乾 治

七

熟練労働者の立場と不熟練労働者の立場には相違がある。熟練労働者の考へるところを以てすれば、傭主に保険料の支拂をなさしむることは、それだけ傭主の負擔を加重するものであるから、小額の賃銀引き下げが行はれることは、已むを得ぬこととして許さなくてはならぬといふ。また熟練労働者は不熟練労働者よりも自身で萬一の時に備へることが多い。彼等にはその行ふところの特殊技能の程度に直接關聯して、より多く雇傭範圍に制限がある。従つてそれだけ就職を選択する餘地が狭いのである。しかし

ながら他の一方に於いて、熟練労働者は不熟練労働者よりも、より鞏固なる労働組合を組織し、ストライキの如き場合には比較的偉大なる權力を有つてゐる。

然らば不熟練労働者の立場は如何であるかといふに、彼等は熟練労働者のやうに鞏固なる組織を有つてゐない。であるから彼等は此の點に於ては不便を感じる。しかしながら彼等は前者に比して傭主を得る範圍が頗る廣汎である。これ等の事情から彼等不熟練労働者が協同動作をなすことは頗る困難なことである。しかし一度不當なる賃銀の引き下げによつて起つ時には堅實なる團結が成立する。蓋し組合に加入せざる労働者の正當賃銀、または生存賃銀 *living wage* の心理的評價はほとんど最低賃率の唯一の基礎にあるからである。不熟練労働者は必ずや將來に於ける養老年金を自して、賃銀の引

き下げを許容するものと看做すことを拒否するであらう。また恐らく物價騰貴の際の如く生活費の増加する時に於いて、賃銀の引き上げを選延する傭主の主張に對して耳を借すものは誰もあるまい。尙ほ不熟練労働に對する需要の範圍廣きことは、かくの如き引き下げを益々困難ならしめるものである。

八

保険制度の實施を見たる曉に労働の需要に不利益なる影響を及ぼすものは、國內の資本を引き上げて外國に投資すること及び企業の失敗の二である。保険制度のために賃銀は引き下げらるゝといふ主要なる議論の論據は、企業を不振ならしむる各種の影響にあるのである。

傷害賠償制度はそれぞれ産業的危険に準じて各種の産業部門を包括する。さうして傷害賠償制度は支拂ふ賃銀の割合に應じて賦課せられ、

危険の程度如何によつて相異するものである。然らばこゝに一つの問題がある。産業の傷害に對する費用を餘分に加重せらるゝに比例して、賃銀の引き下げを起すが如き危険なる産業に於いては、労働の需要が減少するものであるかといふことこれである。一般の社會保險の費用に原因する賃銀平準の一般的低下に關する問題を論ずるに先つて、この特殊の傷害保險負擔の影響に關する問題を論ずる方が便宜である。故に以下暫らくこの問題を研究して見やう。

賃銀が賦課せられる負擔の大小に準じてそれだけ引き下げらるゝことを論ずるためには、賃銀は或る程度まで危険の程度に應じて支拂はるゝものであることを確かめなくてはならぬ。何となれば若し賃銀が危険に相當せずして、要求せらるゝ程度の熟練の労働に對する普通の競争的賃銀率に過ぎない時には、競争的賃銀率以下